

2016 年 特別区人事委員会勧告に対する声明

本日 10 月 11 日、特別区人事委員会は、23 区各区長と 23 区議会議長に対し「職員の給与に関する報告及び勧告」を行った。

その内容は、月例給の公民比較について、民間給与が職員給与を率にして 0.15%、金額で 584 円上回っており、これを解消するための引き上げ改定を平成 28 年 4 月 1 日に遡及して実施とし、一時金については、民間支給割合(4.42 月)が職員支給割合(4.30 月)を上回っており、年間支給割合を 0.10 月引き上げ 4.40 月とし、改正条例の公布の日から実施とした。

勧告どおりに実施されれば、月例給・一時金ともに 3 年連続で引上げとするのは、実に 25 年ぶりで、職員の平均年間給与は、約 5 万 1 千円増となるものである。しかし、引上げ勧告とは言え、持ち家に係る住居手当廃止の経過措置期間中であることや、被用者年金の一元化による大幅な掛金の引上げ等を鑑みれば、首都圏で暮らす特別区職員の生活実態を反映した勧告とは言えない水準である。

また、高位の職務級の号給について引上げを強めることや、一時金の引上げ分について勤勉手当に割り振るとするなど、問題の多い勧告である。本来、一時金の支給月数や勤勉手当比率等は労使協議事項であり、報告にとどめるべきものである。第三者機関としての人事委員会の役割を逸脱したものであり、労使交渉事項への不当な介入と言わざるを得ない。再任用職員の賃金水準の課題は、雇用と年金を確実に接続することにある。にもかかわらず人事委員会は、雇用と年金の接続のあり方について「国の検討状況や他の地方公共団体及び民間の動向を注視」として、具体的な言及を避ける姿勢を続けている。

東京清掃労働組合は、現業系職員が主体の労組法適用の労働組合である。労働協約締結権が認められていることを踏まえ、賃金改定は労使交渉に基づくものでなければならないが、業務職給料表も勧告内容を反映した改定が行われてきたことも事実である。本日の人事委員会勧告式後、直ちに区長会に対し要請を実施し、十分な労使協議期間を確保するためにも、今回の引き上げ勧告内容を反映した業務職給料表を早期に明らかにすることを求めた。

2010 年 4 月、保障額表から業務職給料表への切替が実現したが、切替調整措置により実質的な昇給が始まらない状態に置かれている多くの組合員がいた。一昨年・昨年の賃金確定交渉で、調整措置の見直しが行われ、一定程度昇給が反映される構造となった。しかし、いまだに多くの職員が切替調整号数を有することが明らかとなっている。現行の切替調整制度は、人事管理上から見ても、長期間にわたって実施すべきものではないことは明らかである。区長会は、一日も早い切替調整措置の終了、調整号数の廃止を判断すべきである。本日の区長会への要請では、最重点課題として切替調整号数の廃止を早期に判断することを求めた。

清掃事業の多くの課題は、行政と区民との協働で解決がはかられる課題である。私たち清掃職員は、行政と区民との接点にいる。私たちは、しっかりとそのことを自覚し、各地域で区民との対話集会を実施するなど、良質な公共サービスとしての清掃事業の確立に向けて奮闘を続けている。

現行の特別区の清掃事業の職務内容は、排出調査や指導業務、環境学習や訪問収集等、職員の創意工夫で様々な事業展開がされている。区長会には、職員が自信と誇りを持って職務にまい進できる給与水準、人事制度を構築する責任がある。

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックは、公務・公共サービスとしての質の高い特別区の清掃事業を内外に示す好機と認識し、関係者全てが一丸となって努力しなければならない。未曾有の被害をもたらした東日本大震災や熊本地震は、自治体が果たすべき行政責任を問い直させた。また、車付雇上に代表される非正規労働者の多用の拡大は、特別区の清掃事業の質を危うくしている。公共サービスとしての清掃事業の質の低下は、最終的にサービスを受けている区民に被害を及ぼすことになる。

特別区に暮らす区民の安全で快適な住環境を守り、23 区で働く清掃労働者の権利の確立と要求実現をめざして、2016 賃金確定闘争を特区連や都労連との強固な共闘関係と全組合員の団結を基礎に、組織の総力を挙げて闘い抜く決意を表明する。

2016 年 10 月 11 日
東京清掃労働組合